

国民健康保険税

〔詳細〕 国保年金課 ☎ 381-1028

「国民健康保険税」は、国民健康保険の加入者に納めていただく税金です。令和6年度の税率は据え置きます。

申告を忘れずに

「前年中は無収入だった方」「収入が障害年金・遺族年金・雇用保険の給付金などの非課税所得のみの方」は、必ず申告してください。申告を忘れた場合、軽減対象から外れるほか、高額療養費や入院時食事療養費の減額などが正しく判定できません。

所得の種類や内容により申告先が異なるため、まずは国保年金課（☎ 381-1028）へお問い合わせください。

退職された方は 軽減される場合があります

解雇や雇い止め、倒産などで退職を余儀なくされた方は、申請により国民健康保険税が軽減されます。

【対象者】

雇用保険の特定受給資格者または特定理由退職者
※特例受給資格者と高年齢受給資格者は対象外

【軽減額】

対象者の前年給与と所得を30/100とみなして国民健康保険税を計算します。

【軽減期間】

退職した日の翌日から翌年度末まで
※雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります

【申請方法】

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知書をお持ちのうえ、市役所国保年金課（6番窓口）で手続きをしてください。

市税の納付は 納期限内に！

令和6年度の納税・納入通知書を、下表の予定で発送します。

市税は、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源ですので、納期限内に納めましょう。（納期限までに納められない場合は滞納となり、延滞金も発生します）

やむを得ない事情で納期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

令和6年度 通知書発送予定日

固定資産税・都市計画税	5/7 (火)
軽自動車税（種別割）	
市民税・道民税・森林環境税 （給与からの天引き）※	5/15 (水)
市民税・道民税・森林環境税 （普通徴収・年金からの天引き）※	
国民健康保険税	6/10 (月)
介護保険料	
後期高齢者医療保険料	

※給与と年金など複数の収入がある方は、各収入ごとに市民税・道民税・森林環境税の通知書が届く場合があります



土曜日配達休止など郵便サービスの変更により、配達にかかる日数が長くなっています。上記の発送予定日以降、順次配達されますが、地域によっては到着まで日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

市税を滞納すると？

〔詳細〕 納税課 ☎ 381-1013

① はじめに督促状が届きます

納期限までに納付されない場合、督促状を送付します。

その後も滞納が続く場合、納付案内コールセンターから電話による呼びかけを行うほか、催告書なども送付します。



滞納



② 滞納処分が行われます

①の後も滞納が続いた場合、債権（預貯金・給与・生命保険など）や不動産、動産（自動車など）の滞納処分（差押えなど）を行う場合があります。



納税の猶予制度

以下に該当する方は納税が猶予される場合があります。

○徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由で一時的に納付できないと認められる場合。

○換価の猶予

市税を一括で納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがある場合。

インターネット公売のお知らせ

差し押さえた不動産や動産（自動車など）をインターネットを使って売却しています。詳細は右の二次元コードから。



※市税を公平に負担していただくため、市税滞納の解消と防止に向け取り組んでいます。皆様のご理解とご協力をお願いします

固定資産税・都市計画税

〔詳細〕 資産税課 ☎ 381-1404

どんな人が課税される？



「固定資産税」は、1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有しており、土地・家屋登記簿や補充課税台帳、償却資産課税台帳に所有者として登記または登録されている方に課税されます。

また、「都市計画税」は、土地・家屋が市街化区域内に所在する場合に課税されます。

新築住宅の固定資産税の軽減期間終了

新築年が令和2年中（認定長期優良住宅及び3階建以上の中高層耐火住宅の場合は平成30年中）で、軽減要件を満たす家屋を所有されている方は、令和5年度で軽減措置が終了し、令和6年度から本来の税額に戻ります。

なお、これまで軽減されていた税額は、昨年度までの納税通知書の2枚目に記載されていますので、ご確認ください。

現況調査にご協力を

土地と家屋の調査を行っています。調査の際は内部に立ち入りをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。なお、調査員は「固定資産評価補助員証」を携行しています。



【土地】土地の現況と課税台帳を照合し、変更の有無を確認します。

【家屋】玄関フード、増築家屋、車庫や物置などの現況確認にあわせて、取壊し家屋の調査も行います。

軽自動車税（種別割）

〔詳細〕 市民税課税係 ☎ 381-1012

どんな人が課税される？



「軽自動車税」は、4月1日に原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、2輪小型自動車を市内で所有している方に課税されます。普通自動車と異なり、軽自動車税（種別割）に月割制度はなく、4月1日に所有している方が、1年分を一括で納めることとなっています。

軽自動車税（種別割）の減免

以下に該当する軽自動車は減免の対象となる場合があります。詳細は、同封する文書をご覧ください。

【対象となる軽自動車】

- ・障がい者等本人に納税義務がある車両
- ・障がい者等と生計同一の方に納税義務がある車両
- ・身体障がい者などの利用のための構造を持つ車両

【申込先・申込期限】

5月31日（金）までに市役所市民税課（10番窓口）で手続きをしてください。

市民税・道民税 ・森林環境税

〔詳細〕 市民税課 ☎ 381-1012



どんな人が課税される？

「市民税・道民税・森林環境税」は、1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得を超える方に所得額に応じて課税されます（課税されない方は下表のとおり）。

税額はどのように計算する？

所得割・均等割・森林環境税という3種類の税額を算出します。

【所得割額】

課税標準額×税率（10%）- 税控除額

※課税標準額=前年の総所得額-所得控除金額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります

【均等割額】

一定額以上の所得のある方に、一律4,000円

【森林環境税】

一定額以上の所得のある方に、一律1,000円

新たに導入された 森林環境税とは？

均等割は、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円が加算されてきました。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに「森林環境税」（国税）が導入されます。均等割額は1人当たり年額5,000円が4,000円になり、森林環境税として1人当たり年額1,000円が課税されます。税金は国を通して森林環境譲与税として森林整備やその促進のために都道府県・市区町村へ配分される仕組みとなっています。



市民税・道民税・森林環境税が 課税されない方

●所得割・均等割・森林環境税がかからない方

- ①未成年、障がいのある方、寡婦またはひとり親に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ②扶養親族がいない方で、前年の合計所得金額が45万円以下の方
- ③扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が{(本人+扶養人数)×35万円+21万円+10万円}以下の方
- ④生活保護法によって生活扶助を受けている方

●所得割がかからない方

- ①扶養親族がいない方で、前年の総所得金額等が45万円以下の方
- ②扶養親族がいる方で、前年の総所得金額等が{(本人+扶養人数)×35万円+32万円+10万円}以下の方

※扶養親族の人数には、16歳未満の年少扶養親族を含みます